

固定資産税(償却資産)の申告をお願いします

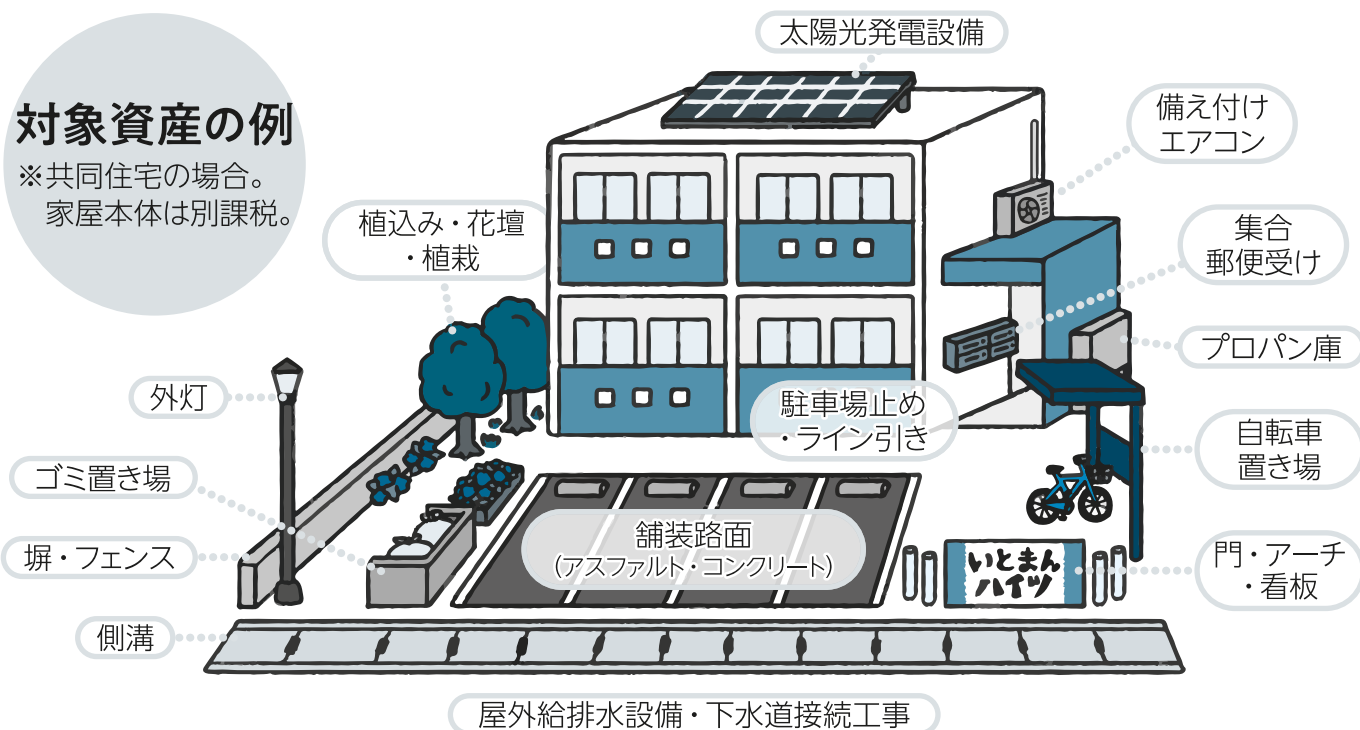
償却資産とは

償却資産とは、土地および家屋以外の事業用に用いている資産で、税務署への確定申告時に減価償却費を必要経費として形状されているものの大半は、償却資産として申告が必要です。

アパート(共同住宅)の不動産賃貸業を営んでいる人で、償却資産に該当する主なものを例示すると、次のようになります。これらは、土地・家屋の評価に含まれておらず、償却資産として課税されます。

対象資産の例

※共同住宅の場合。
家屋本体は別課税。



資産の種類	主なもの
構築物	敷地のアスファルト舗装、コンクリート舗装、自転車置き場、ごみ置き場、屋外給排水設備、下水道接続工事、側溝、ブロック塀、周囲フェンス、門、外灯、植栽工事、広告塔 など
建物附属設備 機械・装置	太陽光発電設備、受変電設備、電力引き込み線、屋外給排水管、屋外ガス管 など
工具・器具・備品	集合郵便受け、家具付きアパート等の場合のエアコン・テレビ・冷蔵庫 など

▶イラストの内容は、アパート経営者の申告対象となる償却資産の一例を示したものです。償却資産申告の際には、業者の工事見積書などから償却資産の対象となる工事費(取得価格)を抜き出して申告してください。

申告期間・受付時間

令和5年1月5日(木)～1月31日(火)
午前9時～午後5時 ※土・日・祝日を除く。

▶糸満市のホームページから、申告書をダウンロードすることが可能です。

お問い合わせ・申告窓口

糸満市税務課
資産税係 償却資産担当
(糸満市役所 2階 25番窓口)
☎ 840-8128



安心して学べる環境づくり

就学援助制度

【新入学準備金】について

☎ 糸満市教育委員会 学校教育課 ☎ 840-8165



就学援助制度って?

小中学校の子どもがいる家庭に、学用品費や学校給食費などを市が援助する制度です。子どもたちの楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか。

援助対象

糸満市に住所を有し、令和5年度に公立の小中学校に入学を予定している児童の保護者、または区域外就学で糸満市立の小中学校に入学を予定している保護者で、次のいずれかに該当する人。

- 1 生活保護が停止または廃止になった人
- 2 生活保護世帯に準ずる程度の生活困窮世帯
- 3 大規模災害の被災者で、生活が困窮していると認められる人

提出先

保護者(原則)が、糸満市教育委員会学校教育課(糸満市役所5階)に提出、もしくは郵送。就学援助申請書は、学校教育課の窓口またはホームページにあります。

郵送申請の場合は下記まで。当日消印有効。
〒901-0392
糸満市潮崎町1-1
「糸満市教育委員会 学校教育課」宛て

注意事項

申請前に、提出書類に不備がないかご確認ください。

申請期間

- 兼城地区・糸満地区
令和5年1月4日(水)～1月6日(金)
- 西崎地区
令和5年1月13日(金)～1月17日(火)

申請書類

- 1 就学援助申請書(兼同意書・委任状)
- 2 保護者名義の預金通帳、またはキャッシュカードのコピー
- 3 家賃証明書(賃貸住宅に住んでいる人のみ)
- 4 令和4年度所得課税証明書(令和4年1月2日以降に転入した人のみ)

注意事項

令和4年度の確定申告(税申告)を行っていない場合、審査不可となるため認定できません。申請前に、同居している18歳以上の人全員が申告しているか確認してください。(世帯分離している場合でも収入を確認しますので、同居している人は必ず確認を行ってください。被扶養者の人も必ず税申告が必要です。)

援助の内容

今回の申請は、
新入学用品費の
入学前支給のみ
となります。



申請の流れ

